

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (日本入国後 3 日間は指定場所で待機)

【ポイント】

●ハンガリーから日本に入国する場合、検疫所長が指定する場所で 3 日間待機することとなりました (12 月 24 日午前 0 時以降の全ての入国者対象)。

【本文】

○本日、日本政府は、新型コロナウイルス変異株拡大を受けた水際対策措置として、ハンガリーを「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定しました。

○これに伴い、ハンガリーから出国し、令和 3 年 12 月 24 日午前 0 時以降に日本に入国する全ての方は、検疫所長が指定する場所で待機した上で、入国後 3 日目 (入国日を含めない) に検査を受けることとなります。

○検査結果が陰性と判定された方は、入国後 1 4 日間の残りの期間は自宅等で待機することとなります。

○さらに詳しい情報をお求めの方は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口 (検疫の強化) にお尋ねください。

日本国内から : 0120-565-653

国外から : +81-3-3595-2176

【参考】

※外務省海外安全 HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※厚生労働省 HP (日本に帰国される方はこちらをご参照ください)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

※ 領事窓口における予約制

来館者の皆様の感染予防のため、領事窓口は予約制とさせていただいています。窓口をご利用される際 (パスポート, 証明書, 戸籍届出等) は、電話 (06-1-398-3100 (代)) 又はメール (consul@bp.mofa.go.jp) で予約をお取りいただくようお願いします。